

## 北上市乳児等支援給付認定規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、乳児等支援給付認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (認定の申請)

第2条 府令第28条の22第1項の認定の申請書は、乳児等支援給付認定申請書によるものとする。

### (認定の通知等)

第3条 法第30条の15第3項の規定による支給認定証の交付は、乳児等支援支給認定証により行うものとする。

### (乳児等支援給付認定の取消しの通知)

第4条 府令第28条の25第1項の乳児等支援給付認定の取消しの通知は、乳児等支援給付認定取消通知書（様式第1号）により行うものとする。

### (申請内容の変更の届出)

第5条 府令第28条の26第1項の申請内容の変更の届出は、乳児等支援給付認定変更届によるものとする。

### (支給認定証の再交付の申請)

第6条 府令第28条の27第2項の支給認定証の再交付の申請書は、支給認定証再交付申請書（様式第2号）によるものとする。

### (申請書等の様式)

第7条 この規則に規定する申請書、届出書その他書類の様式は、市長が別に定める。

### (補則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

様

北上市長



乳児等支援給付認定取消通知書

次のとおり乳児等支援給付認定を取り消します。

認定証番号		
保護者	氏名	
	生年月日	
	住所	
児童	氏名	
	生年月日	
取消理由		
摘要		

- 備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

北上市長 様

支給認定証再交付申請書

次のとおり支給認定証の再交付を申請します。

保 護 者	氏 名		連 絡 先	
	住 所			
児童の氏名			生 年 月 日	

理 由 (該当事項に○ をつけること)	1 破損 2 汚損 3 紛失 4 その他 (具体的な状況)
---------------------------	----------------------------------

備考 支給認定証を添付してください（紛失した場合を除く。）